

・別紙 2

競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金
決済に関する法律等の一部を改正する法律

規制の名称：情報・データの利活用の社会的な進展を踏まえた金融機関の業務範
囲規制の改正

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評
価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成す
る。

規制の区分：(新設) 改正 (拡充) 緩和, 廃止 ※いずれかに○印を付す。

案の区分：改正案

担当部局：金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室・市場課

評価実施時期：2019年3月14日

(1) 事業者の数の制限

問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、金融機関及びその子会社の業務範囲に係る規制を緩和するものであり、現
行制度において金融機関が行うことができる事業活動の要件として新たに許認可等を
設定するものではない。

問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、金融機関及びその子会社の業務範囲に係る規制を緩和するものであり、金
融機関が活動する地理的範囲を制限する規定は存在しない。

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させ
るか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生さ
せるか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は金融機関及びその子会社の業務範囲に係る規制を緩和するものであり、既
存・新規参入者の区別なく適用される。そのため、既存事業者と新規参入者との間でコ
ストに差異が生じるものではない。

(2) 事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、金融機関及びその子会社の業務範囲に係る規定であるが、具体的な商品内
容・販売価格・販売方法等を規定するものではない。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

(2) 問1と同様。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

(2) 問1と同様。

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

(2) 問1と同様。

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、金融機関及びその子会社の業務範囲に係る規制を緩和するものであり、これにより利用者の利便性の向上に資すると考えられる。そのため、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するものではない。

結論

上記(1)～(4)を踏まえると、本規制は、競争状況に負の影響を及ぼすものではない。

※ 上記(1)～(4)を踏まえ、競争状況への影響についての最終的な評価を記載する。競争に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、評価内容を規制の事前評価書に記載する(本案は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「6 代替案との比較」の欄)。